

## 独立行政法人国立青少年教育振興機構資金管理委員会の設置要項

平成18年4月1日  
理事長 裁定  
平成22年4月1日  
一部 改正  
令和3年4月1日  
一部 改正

### (設置)

第1 独立行政法人国立青少年教育振興機構資金等運用規則（以下「運用規則」という。）  
第10条に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構に資金管理委員会を置く。

### (目的)

第2 資金管理委員会は、機構の資金等（基金及び余裕金その他資金）の運用・管理に関して、資金等運用担当者等からの資金等の運用実績、金融情勢の動向、預託先金融機関及び発行体の経営状況等の報告に基づき、理事長に意見を述べるものとする。

### (検討事項)

第3 資金管理委員会は、機構の資金等の運用に関して、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 資金等の預託先金融機関の選定基準に関すること。
- (2) 金融商品の決定に関すること。
- (3) 預託先金融機関及び発行体の経営状況等に関すること。
- (4) その他資金等の運用に関すること。

### (組織)

第4 資金管理委員会は、総務を担当する理事を委員長とし、総務企画部長、子どもゆめ基金部長、総務企画課長を委員として組織する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (委員会の開催及び招集)

第5 資金管理委員会は、随時開催できるものとし、委員長が招集し、その議長となる。

### (関係者の出席)

第6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

### (庶務)

第7 資金管理委員会の庶務は、財務部財務課において処理する。

### (その他)

第8 資金管理委員会の運営については、ここに定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。